

# 中国における瑕疵ある仲裁合意への対応 ～形式主義から自由意思の尊重へ

Reyisha Aierken<sup>\*</sup> 梶田幸雄<sup>\*\*</sup>

## はじめに

日本及び諸外国の企業は、中国企業との国際商事契約に関して、紛争発生時には仲裁により解決することを約定するのが一般的である。この場合に約定された仲裁条項が中国仲裁法第16条の要件を具備しておらず、瑕疵があることもよく見受けられる。このとき、中国企業はしばしば仲裁条項が不明確であると主張し、仲裁機関の管轄権を否定することがある。これに対して、仲裁機関が自らの管轄権を自重したり、中国の人民法院が仲裁管轄権の異議申立てを認容することがある。当事者が仲裁機関を指定していないような案件の仲裁合意の効力について、中国の人民法院の態度は厳格であった。すなわち、極めて形式主義であった。

しかし、最近では形式主義から自由意思の尊重へと変化してきている。国際商事紛争処理に仲裁の活用を推奨し、仲裁機関も積極的に瑕疵ある仲裁合意についても受理・審理しようとしている。

本稿において、中国における瑕疵ある仲裁合意への対応が形式主義から自由意思の尊重へと変化してきていることを紹介する。

- <仲裁機関> 中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC)
- <申立人> X社 (日本法人。売り手)
- <被申立人> Y社 (中国法人。買い手)
- <主文> (1) 本件仲裁合意は、中国仲裁法が規定する有効な仲裁合意の要件を備えており、この仲裁合意は有効である。

---

\* 中国法律

\*\* 麗澤大学大学院教授

(2) Y は、X に契約代金の未払金 81 万 5737 米ドルを支払え。

## 1 事案の概要<sup>1</sup>

Y 社は、中国法人のグループ企業である。Z は、Y 社の金属鉱物副部長である。1995 年 5 月 22 日、Y 社を買い手、X 社を売り手とする鋼板の売買契約に調印した (Y 社の契約書の署名人は Z)。

X 社は、4 回に分けて日本産冷間鋼板計 4266.632 トンを 159 万 7737 米ドルで Y 社に納品し、Y 社はこれを受領した。しかし、Y 社は支払いをしなかった。そこで双方は 1995 年 12 月 19 日に改めて「代金払い協議書」を取り交わした。この協議書において、双方は紛争解決条項を設け、「この問題について紛争が生じたときには双方は友好的協議により解決する。協議によっても解決できないときには仲裁機関において解決する。」と規定した。

さて、代金支払い協議書第 3 条は、Y 社は 1996 年 3 月末までに全ての代金と X 社に支払わなければならぬと規定している。しかし、Y 社は、X 社に 78 万 2000 米ドルを支払ったが、残りの 81 万 5737 米ドルは支払わなかった。

そこで、双方は支払いの問題について紛争が生じた。紛争の過程で、X 社は、1996 年 9 月 26 日に Y 社の代表取締役 G にファックスを送った。ファックスの内容は、「貴社の 1996 年 9 月 22 日のファックスを受け取った、我社と貴社の間の 4266.632 トン冷間鋼板の代金支払いについて、貴社は双方が 1995 年 12 月 19 日に調印した代金支払い協議書に従って速やかに処理するよう要望する。そうでなければ我社は代金支払い協議書第 4 条の規定により中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁を申し立てる。以上につき 1996 年 9 月 28 日までにファックスで回答されたい。」というものであった。

Y 社の代表 G は、1996 年 9 月 26 日に。「貴社が仲裁をするなら、我社も応じる。」と回答した。

---

<sup>1</sup> 楊栄新編『仲裁法案例教程』知識出版社、2004 年、94-95 頁

そこで X 社は、中国国際経済貿易仲裁委員会に仲裁を申し立て、Y 会社の行為は代金支払い協議書に重大な違反していると主張した。中国国際経済貿易仲裁委員会はこの案件を受理した。被申立人 Y 社は、仲裁委員会に管轄権に関する異議申立てをし、X 社と被申立人 Y 社は、仲裁機関、仲裁地などの事項で意見の一致はなく、したがって仲裁合意は無効であり、中国国際経済貿易仲裁委員会にはこの紛争に対して管轄権がないと主張した。

## 2 仲裁委員会の判断

申立人 X 社と被申立人 Y 社が交わした協議書において「この問題について紛争が生じたときには双方は友好的協議により解決する。協議によっても解決できないときには仲裁機関において解決する。」と規定している。これは友好的協議によっても解決できないとき、当事者は紛争を仲裁機関に付託して解決するというものであり、仲裁申立ての意思表示である。ただ、仲裁合意では仲裁機関を明確に規定していない。しかし、これは必ず仲裁合意の無効を意味しない。

仲裁法 18 条は、「仲裁合意に仲裁に付する事項または仲裁委員会について約定がないか、または約定が不明確である場合は、当事者は合意を補充することができる。補充の合意がなされないとき仲裁合意は無効である。」と規定している。

本件は、日本 X 社と中国 Y 社が代金支払い協議書を履行するとき紛争が生じ、申立人 X 社は、1996 年 9 月 26 日に Y 社の代表 Z がファックスを送った。このファックスで仲裁機関を明らかにした。仲裁機関を中国国際経済貿易仲裁委員会と規定した。Y 社の代表 Z は、「貴社が仲裁を申てるなら、我社も応じる。」と述べている。このことから被申立人は仲裁申立人が明確にした仲裁機関を拒否していない。これは仲裁機関に同意したものと認められる。

双方がファックスを交わした行為は仲裁機関を補充した仲裁合意である。補充協議書と返済協議書は本件において代金支払い紛争と仲裁に付託する仲裁合意と共に構成するものである。双方当事者は代金支払い協議書の仲裁条

項で双方当事者の仲裁の意思表示を明確にし、1996年9月26日のファックスで仲裁機関を明確した。したがって、本件仲裁合意は、中国仲裁法が規定する有効な仲裁合意の要件を備えており、この仲裁合意は有効である。

事実関係を審理した結果、Yは、正当な理由なくXに契約代金の残金を支払っていない。故にYは、代金支払い協議書に従ってXに契約代金の未払金81万5737米ドルを支払え。

### 3 分析と検討

CIETACは、この事案の審理に際して、(1)仲裁合意が有効であるか否か、(2)契約の事実関係、とりわけ代金残金の未払いの有無について検討した。(2)の事実関係については、当事者間に異議はなかったものと考える。そこで、CIETACは、当事者間で主張の異なる問題、すなわち、仲裁合意が有効であると言えるのか否かについて詳細な検討をしている。そこで、本稿においても有効な仲裁合意の概念、及び中国における瑕疵ある仲裁合意に対する対応について検討したい。

#### (1) 仲裁合意の方式について

さて、中国において仲裁合意とは、仲裁法第16条第1項によると、仲裁合意とは契約書に定める仲裁条項及びその他の書面方式で紛争発生前または紛争発生後になされた仲裁申立ての合意を含むものである。

そして、仲裁法第16条第2項は、仲裁合意成立の書面方式には、以下の3つの類型があると規定している。

①第一に、契約書における仲裁条項の定めである。すなわち当事者が民商事契約と締結するとき、この契約書において将来発生する可能性がある民商事紛争を仲裁に付託して解決するという条項。当事者は契約を締結後に補充契約、合意、覚書などの方式で仲裁の意思表示を示すものを契約における仲裁条項とみなす。

②第二に、仲裁合意書の締結である。仲裁合意書は、当事者が紛争発生前または紛争発生後に締結する民商事契約書から独立した一種の書面による仲

裁合意である。これは当事者が平等の原則のより、紛争発生前、または紛争発生後に民商事法律紛争について仲裁に付託して解決することを約定する文書である。

③第三に、その他の書面による仲裁合意。

なお、この条項では他の書面方式を明確に規定していないが、これは、契約法第 11 条の「書面形式とは契約書、書簡、および電子データ文（電報、テレックス、ファックス、電子データ交換および電子メールを含む）などその記載内容が有形式的に表現できる方式をいう。」という規定が適用される。

本件では、売買契約の当事者双方は、1995 年 12 月 19 日に代金協議書において仲裁条項を定め 1996 年 9 月 26 日のファックスで仲裁機関を約定した。ファックス方式で補充した仲裁合意は有効な仲裁合意である。

## (2) 仲裁合意の内容について

では、次に書面においていかなる文言を定めていかなければならないのか。仲裁法が規定する文言の約定がないと瑕疵ある仲裁合意ということになる。すなわち、瑕疵ある仲裁合意とは、仲裁法第 18 条により「仲裁合意中に仲裁事項もしくは仲裁委員会の選定に関する約束がない場合または不明確な場合」をいう。

瑕疵ある仲裁合意の要件としては、4 点がある。

- (1) 仲裁合意中に仲裁事項に関する約定がない。
- (2) 仲裁合意中に仲裁委員会の選定に関する約定がない。
- (3) 仲裁合意中の仲裁事項に関する約定が不明確である。
- (4) 仲裁合意中の仲裁委員会の選定に関する約定が不明確である。

以上の規定で、瑕疵ある仲裁合意の要件は明らかであるといえるか。これには、実務上のケースを検討する必要があるだろう。本件においては、(2) の「仲裁合意中に仲裁委員会の選定に関する約定がない」ことが問題となつた。

例えば、次のような事案がある。

「諾和諾徳股分有限公司と海南際中医薬科技開發公司の代理店契約に関する紛争事案」において、最高人民法院は、当事者が約定した仲裁条項が仲裁

機関を不明確に定めていないため海口市中級人民法院に紛争事案の管轄権を認めるとした<sup>2</sup>。「浙江省対外経済貿易公司を国際商品取引契約に関する仲裁申立て事案」において、最高人民法院は、仲裁機関を約定しておらず仲裁合意は無効であるとした<sup>3</sup>。

しかし、一方で、1998年に最高人民法院が河北省高級人民法院に対する回答書において、「契約において仲裁委員会の名称が明確に書いていないが仲裁機関について甲方所在地の仲裁機関と約定されている。仲裁委員会は一つだけである。すなわち、石家庄仲裁委員会である。この契約は明確であり、この仲裁条項は適法であり、有効である。」としたものがある<sup>4</sup>。このような類推は仲裁地と仲裁機関の関係と合理的に認めたもので仲裁に対する寛容な態度と示したものである。

これは「最高人民法院の中華人民共和国仲裁法の若干の問題の適用に関する解釈」第6条の「仲裁合意の約定において某地の仲裁機関で仲裁するとこれ、当該地に仲裁機関が一つがないときには、当該仲裁機関を約定した仲裁機関とみなす。当該地に二つの以上仲裁機関があるときには、当事者は合意により仲裁機関の一つを選択して仲裁を申し立てることができる。当事者が仲裁機関について、合意できないときには、仲裁合意は無効とする。」という規定を適用したものである。

本稿で取り上げた事案についてはどうか。

申立人X社と被申立人Y社が交わした協議書において「この問題について紛争が生じたときには双方は友好的協議により解決する。協議によっても解決できないときには仲裁機関において解決する。」と規定している。このことは、当事者双方は、紛争については仲裁により解決するという意思を表示したものと認められる。

ただし、代金支払い協議書において仲裁機関に関する約定はなかった。しかし、これについては、後日に当事者が合意を補充したものとCIETACは

---

<sup>2</sup> 最高人民法院 1996年12月20日法函「1996」449号

<sup>3</sup> 最高人民法院 1997年3月19日法函「1997」36号

<sup>4</sup> 最高人民法院 1998年7月6日法函「1998」287号

認定している。すなわち、以下の通りの事実が認められるからである。申立人 X 社は、1996 年 9 月 26 日に Y 社の代表 Z がファックスを送った。このファックスで仲裁機関を中国国際経済貿易仲裁委員会と規定した。これに対して、Y 社の代表 Z は、「貴社が仲裁を申立てるなら、我社も応じる。」と述べている。このことから被申立人は仲裁申立人が明確にした仲裁機関を拒否していない。これは仲裁機関に同意したものと認められると考えるからである。

## まとめ

本件において、CIETAC の判断は正しい。本件は、仲裁合意において仲裁機関の約定がなかったが、後に紛争が生じたときに一方の当事者がファックスで CIETAC に仲裁を申し立てることを伝え、もう一方の当事者がこれに応じたものである。その後、実際に仲裁申立てがなされ、CIETAC がこれを受理したところ、被申立人が CIETAC に管轄権がないという主張をした。しかし、CIETAC は被申立人の主張を認容せず、判断を示した。

同様の事案について、従来はどちらかというと仲裁法第 16 条の文言を厳格に捉えた形式主義的な判断がなされることが少なからず見られたが、最近では、当事者の仲裁による紛争解決という意思が存在すると認められることを尊重するようになってきている。中国の最高人民法院も「仲裁法の若干の問題の適用に関する解釈」において、これを支持する立場を示している。

国際商事紛争処理に仲裁の活用を推奨したいという思いが、仲裁機関及び最高人民法院にある。